

美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の
原子力事業者防災業務計画の修正について

2021年8月27日
関西電力株式会社

当社は、毎年、原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下、「原災法」という。）に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画^{※2}の見直しを検討しており、今年度の修正案について、同法に基づき2021年6月4日から、関係自治体との協議を開始しました。

[2021年6月4日お知らせ済み]

以降の関係自治体との協議を踏まえて原子力事業者防災業務計画を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ました。

当社は、今後とも原子力発電所の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策について、本計画に基づき万全を期してまいります。

(参考)

協議を行った関係自治体

	美浜発電所 防災業務計画	高浜発電所 防災業務計画	大飯発電所 防災業務計画
所在都道府県	福井県	福井県	福井県
所在市町村	美浜町	高浜町	おおい町
関係周辺都道府県	滋賀県 岐阜県	京都府 滋賀県	京都府 滋賀県

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

1999年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえ国の対策本部の強化等を行うために、2012年6月に改定された。

※2：原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、および、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

以上

添付資料：「原子力事業者防災業務計画の修正要旨」

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（２０００年６月１６日施行）第７条第１項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しました。その要旨は以下のとおりです。

- １．修正年月日：２０２１年８月２７日
- ２．主な修正内容

章	内容	主な修正事項
第１章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	
第２章 原子力災害予防対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	＜本文、別図＞ ○社内組織改正に伴う役職等の変更
第３章 緊急事態応急対策の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	＜別表＞ ○原子力災害対策指針等の改正を緊急時活動レベル（EAL）※１判断基準へ反映
第４章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害事後対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	
第５章 その他	他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	＜別表＞ ○原子力事業者間協力協定※２の見直しに伴う派遣要員の増員の反映

※１：緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した際に、緊急事態を判断するために、原子力規制委員会が定めた基準であり、具体的な運用方法等については原子力事業者が決めている。緊急事態は、原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」および「全面緊急事態」の３つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。EALは原子力事業者防災業務計画に規定することとなっている。

※２：原子力災害時における原子力事業者間協力協定

２０００年６月に原子力事業者１２社間で締結した協定。原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止および復旧対策に努め、原子力事業者としての責務を全うすることを目的としている。

〔締結社：北海道電力、東北電力、東京電力EPC、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃〕

以上